

生駒市条例第15号

生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 生駒市自転車駐車場条例（昭和58年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

谷田第3自転車駐車場	生駒市谷田町381番地1
------------	--------------

第3条中「原動機付自転車」の次に「（谷田第3自転車駐車場を除く。）」を加え、「自動二輪車」を「普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下同じ。）（谷田第3自転車駐車場を除く。）」に改める。

第6条中「別表に掲げる」を削り、同条に次の1項を加える。

2 利用料金は、別表のとおりとする。ただし、谷田第3自転車駐車場に係る利用料金は、同表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 一時利用料金

駐車場の名称	自転車等の種類		単位	金額
生駒駅前自転車 駐車場、生駒駅 前第2自転車駐 車場及び生駒駅 南自転車駐車場	自転車		1日1回	70円
	原動機付自転車 及び普通自動二 輪車	排気量90cc以下のもの	1日1回	100円
		排気量90ccを超えるもの	1日1回	130円
谷田第3自転車 駐車場	自転車		24時間ま でごと	150円

別表の2の表中「自動二輪車」を「普通自動二輪車」に改め、同表に次のように加える。

谷田第3自転車駐車場	自転車	2,070 円	5,590 円	2,430 円	6,560 円	2,300 円	6,210 円	2,700 円	7,290 円
------------	-----	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

第2条 生駒市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中

生駒駅南自転車駐車場	生駒市山崎新町144番地45	を に
生駒駅北自転車駐車場	生駒市谷田町380番地1	
生駒駅南自転車駐車場	生駒市山崎新町144番地45	
谷田自転車駐車場	生駒市東新町376番地2	
谷田第2自転車駐車場	生駒市谷田町748番地1	」

改める。

第3条を次のように改める。

(駐車できる自転車等の種類)

第3条 駐車場に駐車できる自転車等の種類は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定める自転車等とする。

- (1) 生駒駅前自転車駐車場、生駒駅北自転車駐車場、生駒駅南自転車駐車場及び谷田第2自転車駐車場 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。）及び同項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）
- (2) 生駒駅前第2自転車駐車場 原動機付自転車及び道路交通法施行規則

(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動二輪車(側車付きのものを除く。以下「普通自動二輪車」という。)

(3) 谷田自転車駐車場 原動機付自転車、自転車及び普通自動二輪車(排気量125cc以下のものに限る。)

(4) 谷田第3自転車駐車場 自転車

第6条第2項中「のとおり」を「に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるもの」に改め、同項ただし書を削る。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 一時利用料金

自転車等の種類		24時間までごとにつき
自転車		150円
原動機付自転車		200円
普通自動二輪車	排気量125cc以下のもの	250円
	排気量125ccを超えるもの	400円

別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 定期利用料金

自転車等の種類	市内在住者				市外在住者				
	学生		一般		学生		一般		
	1月	3月	1月	3月	1月	3月	1月	3月	
自転車	2,070円	5,590円	2,430円	6,560円	2,300円	6,210円	2,700円	7,290円	
原動機付自転車	2,450円	6,620円	2,880円	7,780円	2,720円	7,340円	3,200円	8,640円	
普通自動二輪車	排気量125cc以下のもの	3,060円	8,260円	3,600円	9,720円	3,400円	9,180円	4,000円	10,800円
	排気量125ccを超えるもの	4,900円	13,230円	5,760円	15,550円	5,440円	14,690円	6,400円	17,280円

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から起算して10月を超えない

範囲内において規則で定める日から、第2条及び附則第3項の規定は令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の生駒市自転車駐車場条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に徴収する利用料金（生駒市自転車駐車場条例第6条第1項に規定する利用料金をいう。次項において同じ。）について適用し、同日前に徴収する利用料金（第1条の規定による改正前の生駒市自転車駐車場条例第6条に規定する利用料金をいう。）については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の生駒市自転車駐車場条例の規定は、令和7年4月1日以後に徴収する利用料金について適用し、同日前に徴収する利用料金については、なお従前の例による。